

第50回山梨県環境保全審議会会議録

- 1 日 時 平成29年7月26日(水)午後2時～午後4時
- 2 場 所 県防災新館409会議室
- 3 出席者 委員(敬称略)秋山教之、石井信行、風間ふたば、岸いず美、輿水達司、後藤聡、坂本昭、島崎洋一、相馬保政、武田哲明、遠山若枝、永井寛子、萩原雄二、原田重子、平山公明、藤巻光美、望月一二、湯本光子、横内幸枝、渡部美由紀
- 4 傍聴者等の数 3人
- 5 次 第
 - (1) 第50回山梨県環境保全審議会
 - ア 開会
 - イ あいさつ
 - ウ 新委員紹介
 - エ 議事
 - (2) 閉会

議事に付した事案の件名

[審議事項]

- (1) 鳥獣保護区特別保護地区の再指定について
- (2) 温泉法に基づく掘削及び動力装置の許可について

[報告事項]

- (1) 「第2次山梨県廃棄物総合計画の総括」及び「第3次山梨県廃棄物総合計画の進行管理」について

6 議事の概要

14:00	1 開 会	
司 会 (森林環境総務課 総括課長補佐)		定刻となりましたので、ただ今から、第50回山梨県環境保全審議会を開会いたします。
	2 あいさつ	
	部長あいさつ	
部 長		部長あいさつ
	会長あいさつ	
会 長		会長あいさつ
	新委員紹介	
司 会		山梨県山岳連盟会長の秋山 教之委員です。また、山梨県農業協同組合中央会専務理事の小林 裕二委員、山梨県商工会議所連合会（甲府商工会議所 環境問題委員長）の藤田 義治委員につきましては、本日は所用のため御欠席となっております。
司 会		次に、出席状況についてであります。本審議会の委員は30名です。本日は、そのうち、20名の出席をいただいておりますので、山梨県附属機関の設置に関する条例第6条第2項により本審議会が成立していることを御報告します。 本日の会議は、山梨県環境保全審議会運営規程第7条及び山梨県環境保全審議会傍聴要領に基づき、公開することとされておりますので、委員の皆様には御了解をいただきたいと存じます。 それでは、議事に入らせていただきます。
	3 議 事	
	審議事項	

<p>会 長</p>	<p>はじめに、審議事項（１）の「鳥獣保護区特別保護地区の再指定について」を議題とします。これは、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく審議事項です。</p> <p>この件については、７月７日に鳥獣部会が開催されました。部会での審議結果については、本日、部会長が欠席のため、部会長代理より報告をお願いしたいと思いますが、その前に再指定の概要について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>みどり自然課長</p>	<p>審議事項（１）資料により、みどり自然課長が説明、報告</p>
<p>会 長</p>	<p>引き続き、鳥獣部会長代理から報告をお願いします。</p>
<p>鳥獣部会長代理</p>	<p>鳥獣部会での審議状況を説明、報告</p>
<p>会 長</p>	<p>鳥獣部会及び事務局からの報告が終わりました。御質問、御意見がありましたらお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>特別保護地区の面積は、６７８ヘクタールから６５７ヘクタールと２１ヘクタール減っていますが、区域が狭くなっていると解釈してよろしいでしょうか。それは地図上でどこが減ったかわかるような状況になっていますか。面積が減っていると考えるよろしいでしょうか。満水時の定義はわかりませんが、面積が減ったということは、満水時の水面区域が減ったと解釈してよろしいのかお聞きしたい。</p>
<p>みどり自然課長</p>	<p>これにつきましては、先程申しましたとおり直近のデータ等を使い水面の面積を合わせてございます。最新データの湖面面積で指定しており、これが数値上少なくなっております。</p>
<p>委 員</p>	<p>面積がトータルで減ったということですか。水面下で定義しているこの場所は面積の変更はないということですか。今までここまでは制限していたという区域が狭まったということではなく、面積の数値が新しくなったということですか。例えば１メートル境界線が下がったり動いたりしたということはないですか。</p>
<p>みどり自然課長</p>	<p>区域は水面全域と言うことで、その根拠は国土地理院の直近の調査結果であり、直近の水面全域が特別保護地区となっております。その周辺の鳥獣保護区に変更はなく、その中の特別保護地区だけ面積が少なくなったということでございます。</p>

会 長	面積の増減があったということではなく、水面を保護地区としているので、その直近の面積がこうだという理解でよろしいでしょうか。
みどり自然課長	そのとおりです。
委 員	わかりやすく言うと、水位が下がることにより面積が小さくなると説明すればいいのではないのでしょうか。
委 員	満水時の定義が重要だと思います。何をもって満水とするのか。その定義でエリアが決まるわけですので、変更があったのかなかったのが重要なところだと思います。区域の指定なので定義はきちんとしておいた方がよいのではないかと思います。満水の定義はどうお考えですか。
みどり自然課長	満水ということで計測しているのではないのではないかと思います。国土地理院が山中湖水面の最新のデータを毎回出しておりますので、その水面が興水委員が言われたとおり変化しているとは考えられると思います。
委 員	それでは満水ではなく平均水位ということですか。
みどり自然課長	国土地理院の規定については、確認しておきます。
会 長	鳥の種類が前回と比べて少なくなっていますが、山中湖に飛来する鳥の状況を教えてください。
みどり自然課長	山中湖で特徴的なのは、冬鳥の越冬地として中核的な場所ということであり、ガンカモ類については、全国で毎年1回調査をしており、その結果を見ますと、毎年少しずつ渡来数が減少しております。平成28年の調査結果では、県全体のガンカモ類の生息状況は、昨年度より152羽少ない3,413羽となっており、平成元年のデータと比べると約59%の減少となっております。この原因については、温暖化等色々な説がございます。山中湖の特徴は、カモ類が非常に多くその中でもカワアイサ、ホシハジロといった肉食系の魚を食べるカモ類が多く、湖沼に特徴的なカモが多くおります。その他草食性のカモもおりますが、半数近くが魚を食べるカモ類となっております。
委 員	多数だった鳥が多数でなくなったということですが、多数とはどれくらいですか。1年に100羽以上いたら多数などと決まっているのでしょうか。

みどり自然課長	決まりはありませんが、年に1回全県で行う調査では、山中湖は個体数が毎年トップで、昨年の生息数は1,487羽でした。
委員	(告示内容に)名前がなくなった鳥がいくつかありますが、これはほとんど見られなくなったということですか。
みどり自然課長	前回指定時は、シジュウカラガンというガンが入っていました。の中にはカナダガンという帰化動物で5年くらい前から駆除されているものが含まれていました。当時の制度ですとシジュウカラガンとカナダガンの同定が非常に難しく、シジュウカラガンという記載になっていましたが、今回削除しました。またカルガモ、コガモ、ヨシガモといった草食性の鳥類は今も確認されていますが、今回の更新では、直近で個体数の多いカワアイサ、ヒドリガモ、マガモ、ホシハジロ、ミコアイサを記載しております。
委員	特別保護地区の再指定を本審議会で審議する法令根拠と存続期間を10年とした理由を教えてください。
みどり自然課長	特別保護地区の再指定は「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に規定されていることから、本審議会で審議しております。また、鳥獣保護区の存続期間を10年としているため、その中にある特別保護地区もそれに合わせて10年としております。
委員	更新に関する審議指針はありますか。
みどり自然課長	指針につきましては、資料4ページに名称、区域、期間、指針等が記載されております。
会長	私の理解では、簡単に申し上げますと(指定箇所は)今までの場所と変わっていないということがございます。県内で鳥獣の保護が大事であろうという場所が指定されていて、その指定については、3ページにあるように丁寧なプロセスを経て決めており、その中で環境保全審議会の審議も加えられているし、また審議会の設置・所掌事項にもこの法律に関する審議をするということになっているので、ここで皆様の了解が得られれば、次のプロセスに進むことができるということだと思います。今までの場所と指定箇所は変わってはいないということなので、鳥獣保護について県の姿勢が変わったというものではないと理解しております。
委員	飛来する個体数自体もだいぶ減っているのでしょうか。種類も減ってい

	るんですか。
みどり自然課長	全体の個体数、種類ともに減っておりますが、逆に新たに増えた種もございます。
委 員	湖面の利用実態や、観光客の入込数の増加に比例して個体数が減っているということではありませんか。
みどり自然課長	観光客の増加とあわせた分析はしておりません。
委 員	鳥獣の保護を考えると、なぜ減っているのか理由と考えあわせて規制をするというお考えはありませんか。
みどり自然課長	渡り鳥の場合、全国的な傾向の中で、気候の変動も影響してきます。大きな寒波が来ると、それまで山梨で越冬していた鳥が、さらに南方に下るといった傾向もあるので、一概に山中湖の個体数が減ったことで渡り鳥全体の数が減ったとは言えないところがございます。
委 員	考え方としては、渡り鳥の全体的な総数が変わらなければ、山中湖に飛来する個体数が減っても構わないということでしょうか。
みどり自然課長	山中湖は県内有数の渡り鳥の越冬地でありますので、この生息環境を保全することが重要であると考えております。
会 長	委員のおっしゃったように、全国的な渡り鳥の状況の中での本県の状況や、保護地区への人為的な影響への懸念が今のままでは分かり辛い部分もありますので、審議とは別の視点にはなりますが、次の機会には県の説明にそういった内容を加えていただければと思います。
委 員	特別保護地区の再指定ですが、人間の生活の影響もあると思います。環境保全的な働きかけもお願いします。
会 長	それでは、審議事項（１）の「鳥獣保護区特別保護地区の再指定について」は御異議ございませんか。
	異議なし
会 長	それでは、知事からの諮問に対し、当審議会として異議ない旨決定されましたので、そのように答申したいと思います。

会 長	次に、審議事項（２）の「温泉法に基づく掘削及び動力装置の許可について」を議題とします。これは、温泉法第３２条の規定に基づく審議事項です。この件につきましては、７月５日に温泉部会が開催されました。部会での審議結果について、温泉部会長から、報告をお願いします。
温泉部会長	審議事項（２）資料により、温泉部会長が説明、報告
会 長	温泉部会長からの報告が終わりました。御質問、御意見がありましたらお願いします。 質疑なし
会 長	それでは、審議事項（２）の「温泉法に基づく掘削及び動力装置の許可について」は御異議ございませんか。 異議なし
会 長	それでは、知事からの諮問に対し、当審議会として異議ない旨決定されましたので、そのように答申したいと思います。
報告事項	
会 長	続いて、報告事項に移ります。報告事項（１）の「第２次山梨県廃棄物総合計画の総括」及び「第３次山梨県廃棄物総合計画の進行管理」についてです。これは、第２次及び第３次山梨県廃棄物総合計画 第８章「計画の推進」に基づく報告事項です。この件について、事務局から説明をお願いします。
環境整備課長	報告事項(1)資料により、環境整備課長が説明、報告
会 長	事務局からの報告が終わりました。御質問、御意見がありましたらお願いいたします。
委 員	一般廃棄物について、分別収集で甲府市でもプラスチックごみ（再生可能な廃棄物）の収集が行われていますが、出てくる量が少ない気がします。プラスチックごみについては、廃棄物処理法等で全ての製品について表示がされているはずですが、回収量は少ないように見えます。プラスチックごみの収集について、法律で決められて産業界ではきちんと取

<p>会 長</p>	<p>り組み表示しているのに、国民なり市民なり県民があまり応じていない状況なので、その辺の対策を考えなければいけないと思います。</p> <p>ちょっと不思議に思ったのは、再生利用率が減っている理由として「スーパーマーケット等による資源回収の普及により市町村が回収する資源ごみの量が減少した」とありますが、民間の回収量についてはわからないという書き方になっていて、目標値には達していないとなっています。実態をもっと掴むことはできないのでしょうか。</p>
<p>環境整備課長</p>	<p>各市町村では、スーパーマーケット等を中心にして回収をしてくれるところが増えてきているため、（市町村の）資源ごみ回収量が減っていると分析をするところがかかなりございます。一方で、そういう所に持っていないプラスチックごみがどうなっているかについては、市町村のごみ回収の際に中を見るなどして分析をするべきかと思っておりますが、その点をご指摘いただいた点も含めて、市町村とも相談していきたいと思います。スーパー等で回収している資源ごみの量については、県の一般廃棄物調査が市町村を対象としていることもあり、民間回収ごみがどこに行っているかわからない状況です。実態としてはかなりの量があると予想されますが、今のところ具体的に把握する方法はありません。</p>
<p>委 員</p>	<p>県商工会連合会では、ペットボトルのキャップを集めています。今年は青年部、女性部の50周年記念ということで、500人のポリオ予防接種のためにペットボトルのキャップを集めるキャンペーンを行っています。ペットボトルはポイッと捨てればごみですが、キャップだけ外して地域貢献、医療貢献をしようと活動しています。山梨県はキャップを受け入れてくれる企業があるので、皆さんも社会貢献のためにキャップ集めを行っていただければと思います。</p>
<p>委 員</p>	<p>各種施策の実施状況とあり、色々施策を行っていると思います。2ページの表をみると、年次目標値を平成32年度までブルーの線を引いてありますが、これはどういうつもりで引いてあるのかお聞きしたい。ここに合わせようという努力をされているのでしょうか。ここまで3年経っていますが、一般廃棄物はこの線に合わせられる方向に行くのかもわからない。来年度、勾配だけでも合う見通しはありますか。産業廃棄物の方についても、今後どうするつもりか考えた方がいいと思います。これは報告なのでどうこう言うつもりはありませんが、県の方針として今後どうするのかお伺いしたい。減少する見込みがあるのか、減少しなければ何年後か今の施策を見直すのか、具体策があれば教えてください。</p>

環境整備課長	<p>特に一般廃棄物について、厳しい状況であると十分認識しております。目標値の設定については、昨年策定した第3次廃棄物総合計画の中で設定しています。設定の考え方は国が先だって数値目標を設定したので、基本的にはそれに準じた形で排出量の減少を図っていくという考え方があります。ご指摘のように、青線と赤線を比べると傾きが違うのではないかとのことですが、まずは各市町村と詳細にやり取りをして、現状の認識を共有するということと、各市町村でこういった取扱い、実態なのか確認をさせていただいて、できる限り青線の方に近づけるよう進めていきたいと考えております。また産業廃棄物についてですが、目標の設定方法は、今後の経済動向などの資料に基づいて推計をして、それに伴い産業廃棄物量がどうなるか試算をして、国の目標等も加味して設定したものであります。今年の3月に産業廃棄物適正処理推進ビジョンを策定し、全体として排出量自体を抑制することに併せて、再生利用を積極的に事業者の方に働きかけ、できる限り適正処理を推進していきたいと考えているところでございます。</p>
委員	<p>イベントごみ、プラスチックの使い捨て食器を減らそうとリユース食器を提供する活動をしています。使い捨てのプラスチックごみは海洋汚染につながっています。先月のG7で環境大臣の集まりの際は、使い捨てプラスチックを各国が減らそうと宣言しました。また去年は、フランスがプラスチックの使い捨て容器の使用を禁止する法律をつくり、2020年から施行します。世界の潮流はプラスチックごみを減らす方向になっていますが、日本の祭りではほとんどプラスチック食器を使用しています。県としてもマイ食器やリユース食器を呼びかけていただきたいと思います。</p>
森林環境総務課長	<p>プラスチックごみは河川や海洋に影響を与えるということで、様々な所で議論されております。県としても様々なイベントを行う中で、使い捨てプラスチックごみを減らそうと提議していきたいと考えております。また、使い捨てだけでなく、ごみを減らすために5月30日はごみゼロという形で呼びかけを行っております。県民の皆さまにごみ全体を減らすご理解をいただくため、様々なPR活動をしていきたいと考えております。</p>
委員	<p>プラスチックの容器も便利だから使ってしまうますが、我々が少しずつ努力をすれば減らせるものであるもので、意識の問題ではないかと思えます。</p>
会長	<p>委員の御意見にもあったように、私も最初にこのグラフを見たときには</p>

どうするつもりなんだろうというところがございました。目標が正しいかどうかも含めて、考えていかなければならないこともあるかと思えます。日常生活に関わるごみの問題ですので、誰かに責任をとということではなくて、やはりみんなが気を付けなくてはいけないことだと思えます。県としてもごみを無くしましょうと改めて機会を設けて言っていただけるのは大変ありがたいと思えますので、よろしく申し上げます。私も川の活動を行っていますが、川に行っただけで今頃と思えますが、結局まだごみ拾いなんですね。ごみはもう昔の話で、今は違う環境問題が出てきたというのではなく、なかなかこれは大変な問題だと思えますが、県の方でも力強く旗を振っていただけたらと思えます。それでは、本日の議事については、以上で終了いたします。委員の皆様には、議事の進行に御協力いただき、ありがとうございました。

5 閉 会

司

会

本日予定いたしました日程は、全て終了いたしました。委員の皆様には御審議、ありがとうございました。これをもちまして「第50回山梨県環境保全審議会」を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。